河内長野市で起業をお考えの創業希望者、
または創業後５年未満の経営者の皆さまへ

「特定創業支援」の利用で創業のスタートダッシュ！

無料の 創業セミナー 個別相談 で、
創業サポート、課題解決！

河内長野市商工会または河内長野市が行う「特定創業支援」を利用すると、税や融資など、さまざまな優遇措置が受けられます。

河内長野市で創業するとスタートで差がつく！

スタートダッシュ❶ 登録免許税が軽減

資本金の0.7% ➡ 0.35%に!

株式会社設立の際、登記にかかる登録免許税が大幅に軽減されます。

スタートダッシュ❷ 融資限度額が拡大

1,000万円 ➡ 1,500万円に!

無担保・無保証人の創業関連保証の枠が1.5倍に拡大。

スタートダッシュ❸ 創業関連保証の早期利用開始

創業6ヵ月前から利用できます!

創業関連保証の特例が、通常事業開始の2ヵ月前からのところ、6ヵ月前から利用できます。

スタートダッシュ❹ 新創業融資制度の要件緩和

自己資金要件なしに!

日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものと見なされます。

スタートダッシュ❺ 河内長野市の起業家向け補助金

河内長野市起業家支援事業補助金

最大30万円を補助!

事業所用設備経費・広告宣伝費・商業登記費の各経費10万円、総額30万円まで補助します。

創業をお考えなら、まずは相談。

河内長野市商工会

各優遇措置は「特定創業支援」の利用により対象となるもので、保証されるものではありません。

河内長野市商工会は「特定創業支援」で、市内での創業をサポートします。

特定創業支援とは

河内長野市商工会または河内長野市が、行う、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する創業支援です。例として、4回以上の授業を行う創業セミナー、1ヵ月以上継続して行う個別相談などがあります。

「特定創業支援」を修了したら、認定の交付申請を行ってください。

証明書を交付された創業者等は、さまざまな優遇措置が受けられます。

●受付場所／河内長野市産業政策課

※ただし、この証明書交付は、優遇措置を保証するものではありません。

① 登録免許税が軽減

資本金の0.7% ➡ **0.35%に!**

株式会社設立の際、登記にかかる登録免許税が大幅に軽減されます。

② 融資限度額が拡大

1,000万円 ➡ **1,500万円に!**

無担保・無保証人の創業関連保証の枠が1.5倍に拡大。

③ 創業関連保証の早期利用開始

創業6ヵ月前から利用可に!

創業関連保証の特例が、通常事業開始の2ヵ月前からのところ、6ヵ月前からに。

④ 新創業融資制度の要件緩和

自己資金要件なしに!

日本政策金融公庫「新創業融資制度」において、自己資金要件を満たしたものと見なされます。

⑤ 河内長野市の起業家向け補助金の要件の一つをクリア

河内長野市起業家支援事業補助金

最大30万円を補助!

事業所用設備経費・広告宣伝費・商業登記費の各経費10万円、総額30万円まで補助します。

※各優遇措置は「特定創業支援」の利用により対象となるもので、保証されるものではありません。
くわしくは右記をご覧ください。

●①、③は創業前の方のみが対象となります。既に個人事業を開始されている方が法人を設立する際には対象となりません。

●①の登録免許税は通常資本金の0.7%（最低税額15万円）ですが、資本金の0.35%（最低税額7万5千円）の特例措置となります。

●①は平成28年3月31日までに認定を受けたものかつ認定から1年以内に設立するものが対象です。（産業競争力強化法附則第29条第2項）

●②創業関連保証は、通常融資金額1,000万円が上限ですが、1,500万円まで上限が拡大されます。（中小企業信用保険法の特例）

●③創業関連保証の特例を受けるためには、通常事業開始の2カ月前以内とされていますが、6カ月前以内も特例を受けることができます。

●④創業前から税務申告を2期終えていない方が対象となる日本政策金融公庫の「新創業融資制度」において、一期目の申告を終えていない方については、創業時に創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できることが要件ですが、自己資金要件を満たしたものとみなされます。

●⑤事業所等開設経費、広告宣伝費、商業登記費の2分の1以内で、各経費につき上限額10万円、最大30万円の補助が受けられます（1事業者1回限り）。但し、創業予定者、創業後1年以内の方に限ります。

創業をはじめ、経営に関すること…なんでもご相談ください。

河内長野市商工会

〒586-0025 河内長野市昭栄町7-3
TEL.0721(53)9900　FAX.0721(52)2606

創業の相談をご希望の方は、「創業相談申込書」に必要事項をご記入のうえ、ファックスでお申し込みください。

創業相談申込書

●氏名・住所・TELは必須。社名（屋号）は決めておられればご記入ください。

FAX.0721-52-2606

氏　名	フリガナ	TEL	（　　）
		FAX	（　　）
住　所	〒□□□-□□□□	E-mail	@
		社名（屋号）	

※本用紙に記入いただきました個人情報は、当該事業の運営にのみ活用することをお約束いたします。